

商學論叢

第十四號

論叢

Joint-Stock Company と 株式會社

株式會社發生史の序說的斷章

大塚久雄

内容

- 一、問題の所在……………一
- ii Joint-Stock Company の基本的特質……………七
- iii Joint-Stock Company と株式會社との差異並びに史的關聯……………三〇

一、問題の所在

株式會社發生史は凡そ二の焦點をもつてゐる。その一は和蘭東印度會社設立過程の史的究明

であり、他は英吉利東印度會社の構造的發達の跡づけ、之である。ところでこの第二の英吉利東印度會社は、周知のやうに、英吉利經濟史上アフリカ會社、ロシア會社、マインズ・ロイヤル會社などと相並んで、Joint-Stock Company とよばれる制度の重要な一例を形造つてゐる。そこで當然にこの所謂 Joint-Stock Company なるもの、研討が「株式會社發生史」の主要な一節となすこととなるのである。

この Joint-Stock Company の歴史について、先づわれ／＼の想起すべきは、かのスコット〔W. R. Scott〕の劃期的な著書『The Constitution and Finance of English, Scottish and Irish Joint-Stock Companies to 1720, 3 vols. [1910—12]』であるが、この龍大な著述の歸結として、Joint-Stock Company 制の起源につき著者スコットの提示した要約は略々次の如くであつた、

『Joint-Stock Company なる制度は二つの淵源をもつてゐる。一は古き商人ギルドに端を發しステイブル・マーチャント組合及びマーチャント・アドヴェンチュアラーズ組合等を経て十六世紀半頃以降その姿容を整へるに至つたところの制規組合制度〔regulated company〕であり、他はコンメンダ、ソサイエタス或ひはパートナーシップとよばれて中世より傳へられたところの當座的會社制度である。このパートナーシップに制規組合の外枠〔カンパニー制——後述〕が接木せられたものが Joint-Stock Company なのである。』と。即ち、スコットは、制規組合〔regulated

company」の中に發生したパートナーシップが擴大し遂に制規組合のもつカンパニー的外枠と癒合するにいたる事實のうちに、Joint-Stock Company 制度の生誕を看取したのであつた*。

* Op. cit. I, p. 1 ff. and p. 15 ff. etc.

ところでこの Joint-Stock Company の發生に關するスコットの結論が、その後大陸の多くの史家によつて無分析のまゝ『株式會社』[Aktiengesellschaft; naamlooze vennootschap]の發生のシーマに轉用せられるか或は少くともその一の「型」「英吉利型」として理解せられるかして、以て現在に到つてゐることは注意すべき事實である。

* そのまゝ例外的な存在として、私はフアン・フラーケルの名をあげておく。 Neue Literatur über den Ursprung der Aktiengesellschaft, V. f. Soz. u. Wirtschaftsgesch. X. S. 498—99.

A 例へば株式會社發生史に關するズムバルト的理解を看よ*。彼はスコットの結論を直截に凡そ株式會社形態發生一般に推し及ぼしてゐる。彼に従へば、『初期の株式會社の多くは制規組合とコンメンダの交錯といひうる』のであつて、それはもちろん英吉利の史實に妥當し、また和蘭東印度會社にも妥當する*。更にクーリッシャヤも素朴にこのズムバルトの見解に追隨してゐる*。

* 拙稿『株式會社發生史の理論』經濟學論集、四ノ一、六〇頁以下。

** Sombart, a. a. O. S. 154—因に、ズムバルト自身はその所説を直接にスコットに結びつけずして、むしろファン・

デル・ハイデンの所説に最も近しとしてゐるが、それは嘗て指摘しておいたやうに全く見當ちがひである。

* * * Allgemeine Wirtschaftsgeschichte, II, Ss. 300—301.

B ところで、古くはハイス [Chys] よりファン・ブラーケル及びファン・デル・ハイデンに至るところの、和蘭東印度會社設立史に關する一聯の研究によつて提示せられた史實を冷靜に検討するならば、少くも和蘭東印度會社については、到底ゾムバルト・クーリッシャー的シェーマの正當性を認めるわけにはゆかない。そこである史家はスコットの著書は英吉利にのみ限局し、以て和蘭と英吉利とを相互に無縁に、別々のシェーマを以て理解せんとしたのである。例へば、ヘックシャー^{*}の如きがそれである。

* Eli F. Heckscher, Der Merkantilismus, I, S. ff.——尙かゝる見解は、已にスコットの著書の出現以前において、

ヘーレンスルタによつて述べらる。Richard Ehrenberg, Das Zeitalter der Fugger, II, S. ff. Ders., Volks-

wirtschaftliche Bedeutung der Handelsgesellschaft, Hist. III, Aufl. V, S. 286.

C 併し乍らかゝる見解が、株式會社發生史の統一的・理論的把握そのもの、放棄に歸結するものであることは云ふ迄もないことである。そこでジルバーシュミットの如きはこの和蘭及び英吉利における二つのシェーマを統一的に理解せんと試みた。すなはち彼は、一方和蘭東印度會社の設立についてはファン・ブラーケルの所説の正當さを承認し、且つ他方英吉利についてはスコットの結論を株式會社發生のシェーマとして妥當せしめつゝ、而も制規組合を彼のいはゆ

るコンパニアと見做すことによつて制規組合と合名會社を同一範疇に還元し、以てこの二つの命題乃至シェーマタを和解せしめんとしたのである。にも拘らず、嘗て指摘してゐいたやうに、資本集中の形態たる合名會社の本質を一部、封建的な家族共同體關係に解消し、以てそれとギルドの一變形たる制規組合との同質性を主張せんとするが如きは、明かな方法論的誤謬をふくんでゐるから^{***}。この和解の試みも全くの不成功に終らざるをえなかつた。

* 株式會社發生の實體的基礎をば、その周圍に多數のコンメンダ的出資を蝟集せしめたる合名會社なりとする所説。拙稿、前掲、五八頁以下。

* * Silberschmidt, Beteiligung und Teilhaberschaft, S. 30ff. — 拙稿、前掲、七〇頁以下。

* * * 拙稿、前掲、七〇頁以下。

以上の叙述によつて、從來の史家が Joint-Stock Company の發生に關するスコットの結論を直ちに——少くとも英吉利における——『株式會社發生のシェーマ』と見做してゐるといふ事實及びそれによつて株式會社發生史論一般が救ひ難き迷路に陥つてゐる事が略明かになつたと思ふ。而してこのアポリヤこそ、私見によれば、現在にいたる迄株式會社發生史の統一的、理解的並びに叙述を阻碍して來た最大の原因である。

さて右の如きスコットの結論を直ちに「株式會社發生のシェーマ」に轉用したことは、いふ迄もなく、從來英吉利の Joint-Stock Company と『株式會社』〔獨逸の Aktiengesellschaft, 和蘭の

namloze vennootschap] が素朴に同一視乃至同一の範疇に屬するものであるかの如くに見做されたことゝ密接に關聯してゐる。例へば、ブレンターノ***にしる、ヅムバルト***にしる、エーレンバルト***にしる、何れも何の斷りもなしに Joint-Stock Company を Aktiengesellschaft と翻譯してゐる事實に注目せよ。

* Lujo Brentans, Eine Geschichte der wirtschaftlichen Entwicklung Englands, II. S. 173. ff.

** Der Moderne Kapitalismus, II/1, S. 155——***彼は Scott のいはるる Joint-Stock Companies の多くが事實上株式會社であることは十分に承認してゐるのである。

*** Das Zeitalter der Fugger, II. S. 328.

併し乍ら、果して Joint-Stock Company はたゞちに『株式會社』であるか。之に對しては上述のことからして強き疑問が提出せられざるをえない。私見を直截に述べるならば、全く否である。それらは會社形態史上相互に全く異つた意味内容を有つ概念に屬する。例へば、そのこととは、A スコットが未だ株式會社ならざる、和蘭東印度會社の Voor-compagnieën を Joint-Stock Company とよびなしてゐること、*B また初期の Joint-Stock Company は後述する如く何ら事實上株式會社でなくして、英吉利にあつて『株式會社』〔Limited Liability Company〕の決定要素たる『全社員の有限責任制』の確立せられたのは、漸く一六六二年の「條例」〔An Act declaratory concerning Bankrupts〕によること、のみを以てして明かであらう。

* Scott, op. cit. I. p. 121.

** Statutes of the Realm, V, p. 419.

しかし乍ら、私は、英吉利における株式會社發生史研究の序説として、以下において此の事實をやゝ詳細に説明してあきたいと考へる。

II Joint-Stock Company の基本的特質

たゞ、Joint-Stock Company が株式會社と異つた概念であることを説明せんがためには、まづ積極的に Joint-Stock Company とは抑々如何なる會社形態であつたかを明かにしてあかねばならない。ところで之についてまづ注意すべきは、英吉利の『カムパニー』とよばれる制度が必ずしも『會社』なる概念と内容的に一致してゐないといふ事である。そのことは、Joint-Stock Company の外にも、商業資本的に變形せられたロンドンのギルドが「カムパニー」とよばれてゐること、更に重要なものとして先述の「制規組合」[regulated company] が例へば Eastland Company とか或は Company of Merchant Adventurers とかといふ風に「カムパニー」であるといふ事實からして明瞭である。むしろ『カムパニー』は、それ自身何ら直接に「會社企業」を意味するところのものではない、特殊英吉利的な一の制度に外ならない。この「カム

「パニー」が大ざつばに云へば制規組合 [regulated company] と Joint-Stock Company とを包括するのであつて、換言すれば、Joint-Stock Company は一種の「カムパニー」であるにすぎないのである。

* Cf. e. g. G. Urwin, *Industrial Organization in the XVI th and XVII th Centuries*, p. 103 ff.

この場合いふ迄もなく、制規組合とは古くマーチャント・アドヴェンチュアラーズ組合やイーストランド・カムパニーに端を發し、エリザベス女王の治下において完き姿容を整へるに至つたところの外國貿易商人のギルド的組合であつて、それは數多の獨立な商業資本を包括し之を規制するに過ぎない團體、即ち——デモサイヤ・チャイルドの語に従へば——それらを單に、『一の支配 [government] あるいは統制 [regulation] の下にもくカムパニー』であつた。かゝる制規組合との對比にあつて、Joint-Stock Company とは、その團體的規模に一致する結合資本 [ジョイント・ストック・ソシエティ] を擁し、専ら之によつて經營を營むところの、即ち同時に「會社企業」でもあるところの「カムパニー」であつた。この點行論上まづ注意を要するところである。

* Lipson, *The Economic History of England: The Age of Mercantilism*, I, p. ff.

** M. Sellers, *The Acts and Ordinances of the Eastland Company*, p. IX ff.

*** この場合獨立な商業資本といふも制規組合に包含される商業資本が個別的にパートナーシップとして『會社企業』となつてゐることをおぼしめるものはなからず。Heckscher, *Der Merkantilismus*, I. S. 368.

しからは、かゝる制規組合と Joint-Stock Company の兩者を包括するところの、特殊英吉利的な『カムパニー』なる制度は抑々如何なる特質を具備する團體であつたらうか。この點直截に規定することは極めて困難であるが、その根本的な特質は、おそらく『そのメンバーの個人性を超えた「法人格」〔Rechtsperson〕をもつところの「公的團體」〔Korporation; body politic〕たる事實』に求むべきであらう。^{*}後述の如く、カムパニーたる法的性質は「特許狀」〔Charter〕——王室のあれ議會のあれ——によつて賦與せられたのであるが、制規組合にせよ、また Joint-Stock Company にせよ、「特許狀」にはまづ右の事實が明瞭に規定せられてゐる。例へば、制規組合の典型的なものとせられる、イーストランド・カムパニーの特許狀「一五七九」の中には次の如くに記されてゐる。——

『……they……shalbe one fellowship comynalye and one bodye incorporated and pollytyque of it selfe in dede and in name and shall have perpetuall succession forever by the name of Governours assistant and Fellowship of the Marchaunte of Eastland……』

また Joint-Stock Company の一典型と見做されるマインズ・ロイヤル會社の特許狀「一五六八・五・二八」の中においても次の如くに記されてゐる。——

『.....that they by the name of **Governor Assistants and Commonalty for the Mines Royal** shall be from henceforth one body politic in itself incorporated and a perpetual society of themselves both in deed and name.....』

* Cf. Heckercher, a. a. O. I, S. 359.

** Sellers, Acts and Ordinances of the Eastland Company, p. 144.

*** Carr, Select Charters of Trading Companies A. D. 1530—1707, p. 6.

右の如く「カムパニー」なる制度は『そのメンバーの個人性を超えた法人格をもつところの公的團體』といはるゝの imperium in imperio といふ特質を根幹とするのであるが、この基本的特質はカムパニーにおける種々な制度、法的性質の中に、より具體的に表はれてゐる。そこでその中重要な諸事實を左に列挙して見よう。

A 公的名稱——公的團體たる特質に相應してカムパニーは、英吉利特有の冗長なまたその構成及び目的を表現する「公的名稱」を賦與せられた。イーストランド・カムパニー及びマインズ・ロイヤル會社については、先に引用した特許状の一部にその名稱が記されてゐるが、尙一二の例を擧げておくならば、例へば規程組合の代表的一例たるマーチャント・アドヴェンチュアラーズ組合の «Governor, Assistants and Fellowship of Merchants Adventurers of England»

〔一五六四〕¹ Joint-Stock Company たる初期のレヴント・カムパニーの《the Governor and Company of Merchants of London trading into the Levant Seas》〔一六〇〇〕²、また制規組合より Joint-Stock Company への移行に過渡的形態たる設立當初の東印度會社^{*}の《The Governor and Company of Merchants of London trading to the East Indies》の如きである。

* The East India Company——之は少くも一六一三年〔第一回合本〕にいたる迄は、「會社」と翻譯することは不可であらう。但し、從來の慣例上、また錯雜をふせぐために、以下「東印度會社」と譯しておく。

B 公的自治機關——制規組合が全體の利益の確保のために、メンバー相互の競争を排除し、之をギルド的家父長的に統制するにせよ、^{*}或は Joint-Stock Company が結合資本 [joint-stock] を以て統一的に經營を遂行するにせよ、『カムパニー』は一般に特許狀によつて内部的自治・經營のために一定の「公的色彩」をもつところの「機關」を設定せられた。その機關が如何なる姿をもつものであるかは上記の名稱を以てしても略推測しうるところであらうが、それは細かいニュアンスはともかくとして大體において次の如き構成をもつてゐる、——一人の Governor、一人乃至二人の Deputy-Governor 及び十二人あるひは二十四人の如き數の Assistants より成る Court をもち、それらの役員は『カムパニー』全體の總會 [general court] に於て年々選舉されるのである。

* Heckscher, *h. a. O. S.* 358f. — Carr, *op. cit.* pp. XX—XXI.

例へば、制規組合における例としては——

イーストランド・カムパニー。 1 Governor, 1 Deputy, 及び二十四人の Assistants よりなる Court of Assistants をもつ。Governor 及び Deputy は年々 Court of Assistants によつて選舉せられ Assistants の任期は最低一年で重任を妨げず、またメンバーのすぐてはこの Assistant となる權利をもつてゐる。——この年々の選舉は事實上單なる形式にすぎず、Governor や Deputy は終身をもつて、專制的に支配してゐた。[Sellers, *op. cit.* p. Xiii] **マーチャント・アドヴェンチュアラーズ。** その統制の中心機關たる「ロンドン・コート」は 1 Governor 及び Deputies と二十四人の assistants からなつてゐた。このガヴァナーは形式上は外國にある「ジェネラル・コート」にて選舉せられたのであるが、事實上はガヴァナーを中心とするロンドン・コートが統制の實力を握つてゐた。

[Lipson, *The Economic History of England, The Age of Mercantilism, I, pp. 214—15.*]

Joint-Stock Companies における例としては、——

マインズ・ロイヤル會社。 之は最も特殊であつて、一—二人の Governors 一人乃至それ以上の Deputy-Governors, 六人乃至それ以上の Assistants が年々「總會」[Assembly or Court] にて選出せられる。總會はいふ迄もなく、Governor をはじめとして社員 [commonalty] 全體よりなる。——但し初代の役員は特許狀の中に指名せられてゐる。[拙稿、英吉利における初期の鑛山會社社會經濟史學、五ノ七、一七頁參照]

アフリカ會社。 一六一八年の特許狀によれば、1 Governor, 1 Deputy-Governor, 12 directors or committees といふ構成。——最初の役員中、Governor は特許狀に指名せられ、他はこの Governor によつて任命せられたが、これ以後は選出。[Carr, *op. cit.* p. 101 f.]

C 永續性 [perpetual succession] —— 以上のやうな自治機關を具へるところの「公的團體」[body politic]として、「カムバニー」はそのメンバーの個人性を超えるところの永續性を獲得する。それはメンバーの死あるひは脱退によつて解消することなく、無期限 [forever] であるは少くとも特許狀の賦與せられたる期間存續する。例へば、先に引用したイーストランド・カムパニーの特許狀の一部における *perpetual succession forever*… *or* *may* *in* *deeds* *and* *conveyances* *be* *perpetual* *and* *forever* のそれにおける *perpetual society of themselves*… の如きは永續性を意味するもの以外ならない*。王政復古の後チャールス二世によつてロイヤル・アフリカン・カムバニーに與へられた特許狀が「一千年を期限とする」ものであつた如き永續性と見做して差支へないであらう**。一定期間の存續の著名な一例はかの初期の東印度會社であらう***。すなはち一六〇〇年十二月卅一日エリザベス女王が賦與した有名な特許狀は十五年を期限としてゐた。ところでその期限の至らぬさき一六〇九年にジェームス一世が永續性 [forever] をもつ特許狀を賦與した。但し、もし之が王國にとつて不利なることが判明すれば三年の警告の後に特權を廢棄すべしとの條件が留保せられてゐた。一六五七年のクロムウエルの特許狀も亦この條件を留保した。

* 前出、九—十頁參照。

** Carr, op. cit. p. XIV—XVI.

* * * John Bruce, Annals of the Honorable East India Company I. p. 136ff. and pp. 155—58. — W. W. Hunter, *History of British India*, II, pp. 132—33.

この「カムバニー」の永續性は、それが Joint-Stock Company である場合、メンバーの個人性によつて根柢的に左右されるところのパートナーシップとの對比に於いて、會社企業の永續性を促進する有力なモメントとなりうる。但しこの際、「カムバニー」の永續性〔perpetual succession〕と會社企業の永續性〔Dauer〕とは嚴密に區別せられねばならぬ。その事をもつとも明瞭に示すのは東印度會社であらう。それはカムバニーとしては、先にものべた如く一六〇〇年のエリザベスの特許状によつて十五年を期限とする繼續性が、更に一六〇九年のデュームス一世のそれによつて永續性〔perpetual succession〕が與へられてゐるにも拘らず、會社企業としては、一六〇一年より一六二二年に至る迄は、和蘭の *Vóór-compagnieën* と全く同様な『當座企業』〔*Gelegenheitsgesellschaft*〕にすぎず、また十三年以後の Joint-Stock に於いても尙無期限ではなかつた。英吉利東印度會社が會社企業としての永續性を具へるに至つたのは漸く一六五七年におけるクロムウエルの改組以後のことに屬する*。

* Bruce, *op. cit.* I. p. 143ff. — Hunter, *op. cit.* II. p. 135.

D 法人格〔*person in law; corporation*〕——以上の基本的諸事實と關聯して、——併し乍ら

之が最も重要な事實であるが——「カムバニー」が公的な「法人格」をもつて立ち表はれることを指摘せねばならぬ。この事實の故にこそ「カムバニー」制度が特許状によつて賦與せられることを、インコーポレート [incorporate] とよぶのである。カムバニーはかく「法人」として、種々な特權を與へられる。例へば、その印章 [common seal] を具へて、權利義務の主體として他の人格に對立し、土地を所有し、法廷にて訴へまた訴へられる權利をもつ、等々。之は制規組合、Joint-Stock Company の何れにあつても特許狀に明瞭に起られて居るところである。煩をいとはず少しく引用してみるならば、例へば一六一八年のアフリカン・カムバニーの特許狀の中に次のやうに記されてゐる*——

《And that they and their successors by the name [aforesaid] be and at all times hereafter shall be persons able and capable in law to have take purchase receive possess and enjoy manors messages and hereditaments.....》

And they and their successors by the names [aforesaid] shall and may be persons able and capable in law to plead and be impleaded [etc.] in whatsoever Courts [etc.].....

And that it shall and may be lawful for the said Governor and Company and their successors to use and have a common seal for all the causes and businesses.....which seal our will

and pleasure is shall be engraven and set forth in manner and form, that is to say, On the one side the coasts and rivers of the said parts of Africa with a ship at anchor.....and on the other side with the image of the Royal person of us our heirs and successors

さて右にのべたやうな「カトバニー」の法人性〔person in law〕は、それが Joint-Stock Company である場合、その内容をなすところの會社企業＝結合資本〔joint-stock〕を客観化してそのメンバーの個人性よりある程度解放し、以てパートナーシップとの間に、一應——後述參看——重要な差異をよびおこすこととなりうる。すなはち、パートナーシップにあつてはメンバーの個人性が決定的に優先してゐるために客観的な「特別會社財産」〔Sondervermögen〕が未だ形成せられて居らず、従つてメンバーの私的な負債の責任が無限に會社企業そのものゝ上に責任としておちかゝつてくる。すはゆる full personal liability である。かうしてパートナーシップの運命は全く各メンバーの私的な經濟狀態如何によつて左右かられ、事情によつては解體を餘儀されることにすら立至るのである。之と對比して、Joint-Stock Company はかゝる full〔unlimited〕 personal liability より、メンバーの私的負債に對する責任より解放せられ、「特別財産」が形成せられる。この責任形態はいはゆる limited personal liability である*。之は Joint-Stock Company のパートナーシップに對する經濟的優越を規定するところの一の決定

的な點である。例へば、マインズ・ロイヤル會社のパートナーズがインコーポレート [Joint-Stock Company 化] の特許狀を欲した請願書に次のやうに述べられてゐる。《they require a joint-stock so great that the same is not to be raised unless upon the establishment of a corporation, because, if such an undertaking should be carried on only by articles of partnership, the stock will be liable to the particular and private debts of the several partners and subject to be torn to pieces upon the bankruptcy of any of them……》**

* Heckscher, a. a. O. S. 421.—Carr, op. cit. p. XVII XVII.

但し、この full personal liability と「徵取」に對する責任「後述」とが混同せられた場合も事實にはきつたのである。 [Carr, op. cit. p. XVII, foot-note, 1.]

** Ibidem, p. 5.

因に、この Joint-Stock Company に於ける所謂 limited personal liability なるものが、株式會社に於ける「有限責任」 [beschränkte Haftung; beperkte aansprakelijkheid; limited liability] と同一物なるかのごとくに考へることは、ハックシャーが既に指摘してゐるやうに誤であらう。たゞ所謂 under-adventurers [後述] 及び一六六二年以後 limited liability company [株式會社] に轉化した Joint-Stock Company の社員の場合を除けば、それはむしろ大陸に於いて發達を乞げた「合名會社」 [offene Handelsgesellschaft; vennootschap onder firma] の「無限責任」 [unbe-

sehrnkte Haftung; onbeperkte aansprakelijkheid]と本質上ひとしきものと見做るべきである。その事情は後述するであらう。たゞこゝではこの「無限責任」が特殊カムパニー的にモデファイされて、「徴收」[leviation; call assessment]なる形をとつてゐたことを注意するに止めて置く。

* Heckscher, a. a. O. I, S. 421.

この「徴收」は、制規組合であれ Joint-Stock Company であれ、凡そ『カムパニー』において強制的に共同の費用を調達するところの方法である。制規組合においても、自治的規制の必要から共同にて出費しまた負債をなすことが行はれたのであるが、之は各メンバーに比例的に課せられ、「徴收」せられた*。之と同じ方法が Joint-Stock Company においても、増資及び負債の責任の場合にとられたのである。それは各メンバーに「持分に比例して」「追徴」といふ形で課せられたのである。*「無限責任」のカムパニー的形態ともよばるべきものであらう。***

* Carr, op. cit. p. Xviii—例へば、マーチャント・アドヴェンチュアラーズが一六七一年共同の債務ホレの故に訴へられ、メンバーに對する「徴收」が命ぜられた、「もし成員「カムパニー」が支拂を履行しない場合には、役員は之に債務を支拂ふにたる金額を課し、あるひは處罰すべきである」と

* * Joint-Stock Company における「徴收」—無限責任の例は、事業不振のもつとも甚しかつたマインズ・ロイヤル會社について見ればもつとも明瞭である。莫大な固定資本を必要とし、しかも商品資本たる銅の販路がきわめて

制限せられてゐたこの會社企業は、しばし増資と破産との間を彷徨してゐた。而して社員はすべて、經營の必要と損失とに應じて、無限に「徴收」に應ずる義務があつた。そのために持分の再分割がたまになく行はれたのである——この場合、「増資」と「責任」との境界が明瞭でないが、「無限責任」であることは見まがふことばでない。「拙稿、英吉利における初期の鑛山會社、社會經濟史學、五ノ七、二三—二四頁」

* * * * * under-adventurers なるものについては後出、二七—二八頁參照。

E ギルド的・家父長的色彩——最後に以上の如き「カムバニー」がギルド的な色彩を具へてゐたこと、むしろそれ自體ギルドの流れを汲むところの制度であつたことが注意せられねばならぬ。

第一に、「カムバニー」は、中世都市やギルド・マーチャントやクラフツの如く、封建的特權による「自治體」であり、またさう考へられてゐた。そのことは、Joint-Stock Company のメンバーすらが freemen とか free of the company とよばれてゐた事において明瞭であらう*。而して古の中世都市の市民やギルドのメンバーがかかる自治の『自由』を貨幣にて購ひ、且つこの團體への参加に對して『加入金』[Einkrittseld] を徴した如くに、「カムバニー」は、Joint-Stock Company ですから、その加入に一定の貨幣額を課し且つ宣誓を必要とした。いふ迄もなく、本來の『投資』以外に『特權享受の代償』としてある。例へば、マインズ・ロイヤル會社では最初にかゝるものとして一持分あたり一二〇〇磅を徴收してゐるが、之はインコーポレ

ーション以前なる爲や、色彩を異にするとしても、東印度會社の如きは、一六一五年以後、大商人〔mere merchants〕は五〇磅、小賣商人〔shop-keepers〕は百マークス、デントルマンは Governor の裁量によつてとゞふ風に「加入金」を課したし、更にメンバーの子弟にはその輕減が行はれた。^{*}

* Heckscher, a. a. O. S. 375—Carr, op. cit. p. XIX.

第二に、制規組合は云ふに及ばず、Joint-Stock Company の多くがギルド的な『徒弟制度』〔apprenticeship〕をもつてゐた。^{*} しばし「株式會社」と翻譯されてゐる初期の東印度會社がもつとも典型的に之を具へてゐるが如きはさきわめて皮肉ですらある。更にカムパニーの本來のメンバーはギルド的に「ブラザーズ」〔brothers〕とよばれてゐる。^{**}

* 例へば、cf. Heckscher, a. a. O. I, S. 374—75——例外としてはマインズ・ロイヤル會社及びミネラル・アンド・バ

ツタリー・ワークス會社。

** Ibid.

第三に、制規組合のみならず、しばし Joint-Stock Company にもつても、ギルド的・家父長的な共同體的規制が行はれた。例へば、史家ハンターは東印度會社の東洋の各支店におけるかゝる事實をつたへてゐるし、^{*} また時に應じて「祭禮」の行はれたことは、『株式會社の根本觀念に對して全く矛盾する』とゾムバルトを駭かせた如くである。^{**} 等。

* W. W. Hunter, History of British India, II. p. ff.

* Sombart, Der Moderne Kapitalismus, II/1, S. 159—Bruce, op. cit. I, pp. 8—9.

此の點につき、たゞ注意すべきは、かゝるギルド的色彩は Joint-Stock Companies にあつてはその程度に種々のニュアンスがあつたのみならず、次第にその影がうすれ行つたことである。以上の叙述を以て、『カムバニー』が略如何なる制度であるかと明かになつたであらう。而してそれは、先にも少しくふれておいたやうに、特權として、『特許狀』〔charter〕——王室のであるにしろ議會のであるにしろ——によつて賦與せられた。併し乍らまた、この「特許狀」はたゞ「カムバニー制度」のみを規定し、たとへば Joint-Stock Company につゞけば joint-stock の形態について何ら言及してゐないのであつて、従つてカーも指摘してゐるやうに、『インコーポレーションの特許狀』については、制規組合から Joint-Stock Company への變化は殆んど認めがたく、^{*}『しば〜そのいづれかの判定をなしえない程である。——たゞこの場合、「カムバニー制」と「特許狀の形式」がまづ制規組合に發生し、而る後 Joint-Stock Company に適用せられた如くに述べて來たが、兩者の完成は殆んど同時であつて、むしろ制規組合の形態の完成を示すマーチャント・アドヴェンチュアラーズ組合の一五六四年の特許狀が賦與された時には、已に最初の Joint-Stock Company とはされる『ロシヤ會社』の設立「一五五三」より約十年を経て

ゐたのである。にも拘らず、その根本的な方面において、カムパニー制がそも／＼ギルド制にその源を發し、ステイブル・マーチャンツ組合及びマーチャンツ・アドヴェンチュアラーズ組合を経て次第にその姿を整へ、遂に Joint-Stock Company にうけつがれたものであることは、スコット始めすべての史家とともに認めねばならぬであらう。

* Carr, op. cit. p. XXI.

*

*

*

しましでわれ／＼は Joint-Stock Company についで、その後半の『カムパニー』なる制度をばや／＼詳細に説明して來た。ところで Joint-Stock Company はかゝる「カムパニー」の一つの型なのであつて、その名稱の示すごとく、レギエレーテッドカムパニー「規組合」と異なるものである。しからば joint-stock とは何であるか。已に述べたことであるが、カムパニーの構成員が別々の經營を行ふことなく、すべてがその資本を結合し、以てカムパニー全體が一會社企業として立ちあらはれることである。即ち、Joint-Stock Company は同時に會社企業であるところのカムパニーであり、或はカムパニー的形態をもつ會社企業であると云へよう。

さてわれ／＼は少しく問題をすゝめよう。即ち Joint-Stock Company 以外に、當時の英吉

利においては會社企業としてパートナーシップ「あるひはソキエタス・コンメンダ」のあつたことを知つてゐる。それは中世以來次第に展開され、この頃略その形態を整へてゐたところである。同時にそれは制規組合の内部にも個々的に形成されてゐたし、又スコットに従へば、このパートナーシップの規模が「カムパニー」の規模迄擴大し以てこの二つの制度が癒合したところにて Joint-Stock Company が生じたのであつた。ともかく英吉利經濟史上、會社企業に少くもこの二の形態のあることを確認せねばならない。

* パートナーシップに尙二の型、即ちソキエタス「聯合會社」とコンメンダの二者が區別される。しかし乍ら、後者のコンメンダは英吉利にては十五世紀以來制度としては殆んど見失はれてゐたのであるから、問題の錯雜をふせぐため、ここではパートナーシップを「應ソキエタス「聯合會社」の意味に用ひておく。

* * Heckscher, a. a. O. I.S. 367. — マーチャント・アドヴェンチュアラーズ組合も、後のレヴァント・カムパニーもかゝるパートナーシップに關する規定をもつてゐる。一六一三年迄の東印度會社もかくの如き一例とも見做しえよう。

しからば、パートナーシップと Joint-Stock Company の間に如何なる形態的相違があるか。この場合後者がカムパニー的構成をもち、前者がそれをもたないことは、自明のこととして論外に置く。通常かゝる差異として掲げられるのは凡そ次の如き諸點であらう*。

* Cf. Scott, op. cit. I. p.17 and p. 46.

1. Joint-Stock Company がパートナーシップとの對比においてきわめて尨大な規模を有し、

多數の出資者を包容してあり、且つ先述の如き「カムパニー」的『會社機關』が形成せられ之に企業職能が集中せられてゐること。——之は確かに兩者の間に存する一應の相異點と見做されうる。併し乍ら之を、會社形態上兩者を決定的に區別するところの指標であると考へる事は誤であらう。之についてはまづ、Joint-Stock Company の Governor-Assistant 制が本來『カムパニー』の機關であり、それが多くの場合その内容をなす會社企業の『機關』として轉用されたものであるにすぎない。従つて Governor-Assistant 的機關を以て直ちに『會社機關』と同一視することはできない。マインズ・ロイヤル會社の如きは之を否定するところの有力な事例である。更にパートナーシップの側にあつても亦それが大規模に集中・擴大せられるや、自らの中より、メンバーの機能分化「所有と經營の分離」を客觀的に表出するところの『會社機關』を産み出す。例へば、ピューリタン革命以降十八世紀初期にかけて、『カムパニー制』とは無關係に巨大なパートナーシップが簇生するに至つたが、それらは何ら Joint-Stock Company ではなくして A. B. & Co. なる商號をもつパートナーシップであつたにも拘らず、あるものは『會社機關』を、即ち一般のメンバーから區別せられてその掌中にもつばら企業職能を握るところの「機關」[regular constitution with a committee of management] を具へてゐたこと云々*。更に設立當初の、従つて單なるパートナーシップであつたアフリカ會社がかかる構成をもつたこと

は周知のことである。^{*}更に和蘭の *Vóór-compagnien* をはじめ大陸のマグナ・ソキエタスにおける同様な事情は已に別稿に於いてふれてある。^{**}——かくの如きバートナーシップの「機關」と Joint-Stock Company の「機關」との差異はたゞ後者が『カムバニイ的』 Governor-Assistant の外枠をもつてゐたといふのみで、内容としての「會社機關」としては別に本質的差別をもつものではなす。

* Scott, op. cit. I. p. 246.——「Joint-Stock Companies」とよんでゐるが、嚴格にはそれが矛盾であることを説明する迄もなからう。

** Scott, op. cit. II. p. 7.——Carr, op. cit. p. Xiii

*** 拙稿、「和蘭東印度會社設立の先驅をなせる諸會社企業」〔經濟學論集、五ノ二〕、「近世初期の歐羅巴に於けるいはゆる大會社の一類型としての大ターフェンスブルクの會社」〔商學論叢、九〕、「株式會社發生前史の一齣」〔經濟志林、九ノ二〕、「十六世紀初頭に於ける南獨逸商人の東印度會社」〔經濟學論集、四ノ四〕

II. Joint-Stock Company の資本が、バートナーシップのそれと異つて、數多の「持分」〔share〕——あるひは「株」とも譯しえようが、概念の混同を防ぐためにかく譯して置く^{*}——に分割せられ、且つそれが譲渡せられえたること。——之も亦一應の相違點であると考へられねばならぬ。特に、Joint-Stock Company の持分の中に『カムバニイ』の成員たるの特權とそれの代償たる加入金^{**}がふくまれてゐる限りに於いて、それは單純なバートナーシップと決定的に異なる點

である。しかし乍らそれは何ら會社形態の問題でないことは上述したところよりして明かであらう。更に資本の持分への分割なる現象一般に至つては、決して決定的相違點ではない。何故かなれば大規模なパートナーシップも亦之を行つてゐたからである。例へばインコーポレート以前（一五六四年）の、従つて一のパートナーシップであつたマインズ・ロイヤル會社の資本が二十四の持分に分割せられ、且つひろく再分割の上賣出されたことなどその著しい事實であらう。また先述の十七世紀後半より簇生するに至つた巨大パートナーシップは、何らの特許状によるインコーポレートなくして、この「讓渡しうる資本持分」〔transferable share〕の制度をば「商業上の必要」〔commercial need〕からして作出してゐたのである。その他大陸の例については別稿を參看されたい。

* 現在の通常の株式とことなり、ある場合は「比例的持分」であつたこと、また分割のしかたが不完全であつたことなどを注意しておく。cf. Scott, op. cit. I, p. 44.

* 拙稿、「英吉利に於ける初期の鑛山會社」〔社會經濟史學、五ノ七〕一二頁以下。

* * * Carr, op. cit. p. XIX.

* * * 前掲、二五頁註 * * * 參看。

三、「責任」の形態につき、パートナーシップのそれが unlimited personal liability であつてメンバーの破産によつて解散を餘儀なくされるに對し、Joint-Stock Company にあつては特

別會社財産が形成せられメンバーの私的負債の責任はそれに及ぶことなく、責任形態が *Limited personal liability* であることについては先に述べた如くである。之亦一の重要な相違點であらう。併し乍らまた決定的相違點であるかと云へば決してさうではない。なぜならパートナーシップ制も亦「カムパニー制」とは凡そ無關係に自ら之を産出すからである。例へば、會社企業の發祥地たる伊太利に於いては、已にこの頃、かの特殊英吉利的なカムパニー制とは無關係にソキエタス^{II}合名會社がこの責任形態に形成してゐるし、^{*} 先述のクロムウエル治下以降簇生した巨大パートナーシップは、全く私的契約の基礎の上に「商業的必要」から、この *limited personal liability* を採用してゐたからである。^{**}

* Cf. e. g. M. Weber, *Zur Geschichte der Handelsgesellschaft im Mittelalter*, S. 83 u. a.; W. Sombart, a. a.

O. II/1/S. 144—150.

* Carr, *op. cit.* p. XIX——私はここで、「合名會社」が法人であるか否かの如き單に『法制史的に困難な』問題に立入らうといふのはなす。

因に、こゝでひとは直ちに問ふであらう。パートナーシップ的會社形態にソキエタス^{II}合名會社^{*}及びコンメンダの二形態の存在するならば、*Joint-Stock Company* にちける資本結合の形態どうであらうか。それも亦パートナーシップ制に於けると等しくこの二形態を有つのであるかと。この點に關しては、英吉利の史家の無分析、といふよりも無關心にも拘らず、私は

ブライケル並びにヘックシャーとともにこの二形態の存在を肯定したい。即ち第一形態たるソキエタス〔「合名會社」〕については先述の如くであるが、第二形態たるコンメンダについては、アフリカ會社や東印度會社等に現はれてくるころの *under-adventurers* がそれであると考へる。従つてその *under-adventurers* の問題が英吉利における株式會社發生史の一論點を形成するに至るが、それは本論の範圍を逸脱するものである故に、別稿にゆづることとする。^{****}

* 拙稿「株式會社發生史の理論」〔經濟學論集、四ノ一、八一頁以下〕

** 例へばスコットのこの二形態に關する混同、〔Op. cit. l. p. 2〕——特に註2と本文における *societas* の用法をみよ——リブソンの完全な無關心、カーも亦この點に十分にはふれてゐない。——その原因は、客觀的には、十五世紀以來英吉利においてコンメンダが法的には殆んどその姿の見失はれる程にその意義を減じてゐたことに存するであらう。〔Ashley, Introduction to Economic History and Theory, Vol. 1/2 p. 411 ff.〕

*** van Brakel, Neue Literatur über den Ursprung der Aktiengesellschaft ; V. f. Soz. u. Wirtschaftsgesch. X. S.——Heckscher, a. a. O. l. S. 371.

**** 拙稿、前掲、六八頁以下。

四、已にしばしくふれたやうに、クロムウェル治下以降簇生したところの巨大パートナーシップのあるものが、會社機關を具へ、資本は讓渡しうるところの「持分」に分割され、〔limited〕 *personal liability* なる責任形態をもち、以て *Joint-Stock Company* にちわめて近き會社形態を示したのであるが、にも拘らず、なほそれらはインコーポレーションなくしては、客觀的商號を具へ、又債

務者を訴へ、メンバー相互間の争を和解し、その責任を規制するに、種々の困難に遭遇した。しからば之が Joint-Stock Company とパートナーシップとの決定的相異點であるが。私見によれば、否。之は單に量的な程度の相違にすぎずして、決して會社形態上本質的な相違ではない。何故ならその當時の和蘭における會社形態の發達を見よ。そこが特殊英吉利的不是なゆるカムパニ制の外枠と無關係に、かゝる制度が産み出されて行つた事を見てもその事は明瞭であらう。

以上の分析によつてわれ／＼の到達した結論は次のやうである。會社形態としてみるならば、即ちただ『資本結合の形態』といふ觀點から見れば、パートナーシップと Joint-Stock Company との間には、——一六六二年以降 limited liability company に轉化したところの形態を姑く除けば「後述」——何らの本質的な差別は見出されなかつた。しからばこの兩者の間に存在する相違は何であるか。云ふ迄もなく、單に Joint-Stock Company が『カムパニ制』の外枠をもつてゐるといふことのみであつた。そこでわれ／＼かういふ事が出来るであらう、Joint-Stock Company とは——姑く limited liability company に轉化した一六六二年以後のさくつかを除けば——カムパニ制の外枠の中に押込まれたパートナーシップ制、あるひはかゝるものとしての特殊英吉利的な會社形態であつたと。

このわれ／＼の析出した結論は、『Joint-Stock Company は制規組合にパートナーシップの接

木せられたるもの』となすスコットのシェーマと全く一致する。といふよりもむしろ、このスコットのシェーマを克明に分析した結果に外ならなかつた。ところでこの結果が、Joint-Stock Company 即ち株式會社なりとなす素朴な見解と凡そ反對の立場に立つことはさきわめて明瞭である。すなはち、われ／＼の史的分析によれば、從來無雜作に混同されてゐた二つの概念は全く異つた意味内容をもつものであり、Joint-Stock Company を直ちに「株式會社」とよぶことは、株式會社發生史上重大な誤謬であらねばならない。

三、Joint-Stock Company と株式會社との差異

並びに史的關聯

前節において Joint-Stock Company なる概念を分析した結果、それが株式會社と全く異つた法制的内容をもてること、及び會社形態としては、一六六二年以後のそれを姑く除けば、むしろパートナーシップ「ツッキエタス・コンメンダ」と同一の範疇に屬するものである事が明瞭となつた。そこでわれ／＼は更に進んで、この Joint-Stock Company と株式會社との差異をより立入つて析出し、且つ兩者の間に存在する歴史的な關聯を明かにしなければならぬ。

この問題に立入る前に、われ／＼は當然に會社形態としての『株式會社』[Aktiengesellschaft]

の基本的特質を明確に把握しておかねばならない。この問題は私が別稿^{*}において既に果したところであるが、今一度之を左に表示してみよう。

A 株式會社においては社員は凡そ二のグループに分かれ、その多數は單に出資して受動的に利潤の配當にあづかるところの「無機能資本家」であり、企業職能は少數の中心的機能資本家¹大株主の手に獨占される。この機能分化の事實は、社員總會、取締役會、監査役會等の會社機關の中に客觀的に表出せられてゐる。——かゝる「企業の客觀化」の結果として、それは社員の個人的事情〔入社及び退社〕に、應、左右さるゝことなき『永續性』をよむ。

B 株式會社にははすべての社員、の責任が「出資を限度とする有限責任」である。換言すれば、社員、の個人、性が企業、の團體、性、の中に吸收せられ、責任はたゞ團體そのものに歸屬せられるのである。いはゆる株式會社の「法人性」の問題の中心點である。——ファン・デル・ハイデンも指摘してゐるやうにこの全社員の「有限責任」は株式會社發生史においてもつとも重要な指標となる。

D 以上の三者の結果として、株式會社の資本はいはゆる「株式」に分割せられ、之が讓渡せられること。

* 拙稿、「株式會社發生史の理論」〔經濟學論集、四ノ一〕、四四—四八頁、八一—八八頁參看。

* * van d'r Heijden, De Ontwikkeling van de Naamloze Vennootschap in Nederland vóór de Codificatie. blz. 33—35.——因に、ファン・デル・ハイデンが株式會社發生史における「指標」〔ontwikkelingscriteria〕として指示した點を左にかゝけておかう。〔T. a. p. blz. 25v.〕——

A 絶對的指標。一、社員の出資よりなる一定額の資本を以てする、團體的責任〔de collectieve aansprakelijkheid〕＝有限責任、二、等額の讓渡しうべき株式。——しかし二が缺如してゐても「さへあれば株式會社」といひうる。

B 相對的指標。一、商事會社たること、二、商號、三、會社機關、等々。

さて株式會社が右のやうな基本的特質をもつ事を念頭に置いて、以下 Joint-Stock Company の會社形態と株式會社のそれとを比較してみよう。――

A Joint-Stock Company は『會社機關』を具へ、それを基礎として、企業職能が少數の機能資本家ニ支配者團の手に集中せられてゐたか。之につきわれ／＼は當然にまづ Joint-Stock Company が Governor-Assistant-Company 制をもつてゐたことを想起するであらう。然し乍ら之が本來『カムバニー制』の機關であることは已に指摘した如くであつて、従つてその存在のみからしては、社員の眞實の機能分化を積極的に肯定することも否定することもできないのである。少しく先走るが、むしろ直截に言つて了へば、Joint-Stock Company のあるものがマグナ・ツッキエタスの形態を経て遂に近代的「株式會社」[limited liability company] に轉形するのであるが、この際その社員の機能分化と會社機關の發生はまづ Governor-Assistant 制と結びついてその外貌の下に現はれ、その完成・近代化に従つてかゝるギルド的な外形を揚棄するに至るといふ關係にあるからである。ささのカムバニー的名稱も亦同様の關係にある。

しからは、事實上、Joint-Stock Company は社員の機能分化をふくむところの會社形態であつたか。之は一概に答へることはできない。例へばかのマインズ・ロイヤル會社の如きは、已に別稿において指摘した如く、カムバニー的外枠をもち乍らもその内容において殆んどソッキエ

タスニ合名會社に外ならず、従つて「機能の分化」をふくまないものであつた。之に反してアフリカ會社は已にふれてゐいたやうにインコーポレート以前の設立當初から Chief adventurers と under-adventurers との機能分化を示してゐたし、東印度會社においても一六〇七年の第四航海 [the Fourth Separate Voyage] の頃より同様な chief adventurers と under-adventurers の分化を、Governor-Assistant 制とは別に、明瞭に示しはじめたのである。之等の事實は別稿において詳述せんとするところである。

* 拙稿「英吉利における初期の鐵山會社」『社會經濟史學』五ノ七「一二頁以下參照。

** Scott, op. cit. II, p. 7.

*** Carr, op. cit. p. XIII—Heckscher, a. a. O. I. S. 371f.

之と關聯して生ずる問題は、Joint-Stock Company に於ける『永續性』[perpetual succession] と株式會社の「客觀的永續性」は同一物なりや否や、といふ事である。この場合においても、兩者の相違が明白に把握されてゐなければならぬ。兩者はしばしば結びついてあらはれて來るが、相互に全く別物である。例へば、Joint-Stock Company たるロシア會社の企業的内容が「當座的航海」であつたことによつても了解されようが、更に、東印度會社の歴史がその事をさわめて明瞭にしめてゐる。すなはち一六一三年以降はじめてそれは、眞實の意味での Joint-

Stock Company となり、同時に設立以來の『當座的航海』[seperate Voyages; separate joint-stock]の制度を揚棄して永續的『會社企業』となつたのであるが、その際この『企業の永續性』は決して、一六〇〇年及び一六〇九年の特許状によつて與へられたカムバニー制の「永續性」[perpetual succession]から生れ出たものではなかつた。むしろそれは、和蘭東印度會社がその當座性を揚棄した事情と全く同様であつて、東印度における支店[factory]が確立され、従つて本國との航海が頻繁となり、東印度貿易それ自身の内容が永續性を帯びて來たからに外ならなかつたのである。それはカムバニー制からでなく、會社企業の内容そのものから、その「商業的必要」から由來したものであつたのである。

* Scott, op. cit. II, p. 39 etc. — 又 Scott, I, p. 462 参照。

* * van Brake], De Hollandsche Handelcompagnieën der 17. Eeuw, bl. 124.

* * * Hunter, History of British India, I. 275f. — Bruce, op. cit. I, p. 165f.

B 次に Joint-Stock Company に於ける社員はすべて有限責任であつたか。——この問題については、少くも一六六二年のチャールズ二世の條例以前には、かゝる事實を否定することは恐らく誤ではなからう。マインズ・ロイヤル會社は明白に全社員が無限責任を負つてゐたし、^{*} ロシヤ會社でも無限の「徴收」の事實が指摘せられうる。^{**} 更に東印度會社についてみるも、一

六〇一年の第一回航海のメンバーは明白に無限責任をもちつてゐるし、一六一七年の第二回 Joint-Stock の場合に十分に推測せられるところである。^{***}

* 拙稿「英吉利における初期の鑛山會社」〔社會經濟史學、五ノ七、一三一―一四頁、二四―二五頁〕参照。

** Scott, op. cit. II, p. 64.

*** John Bruce, Annals of the Honorable East India Company, I, p. 145.

**** Scott, ibid.

ところで王政復古の直後一六六二年「チャールズ二世治下」における『破産に關する布告の條例』〔An Act declaratory concerning Bankrupts〕と題される議會の條例によつて、英吉利にては始めて全社員、の有限責任をもつ Joint-Stock Company がつくり出された。該條例は、東印度會社・アフリカ會社及び同様な Joint-Stock Companies の社員は損失に對し『それだけの額まで』〔pro tanto〕〔破産法〕〔Law of Bankruptcy〕の適用をうける事なしと云ふ事を規定した。かくて Joint-Stock Company の社員は之によつてたゞ未拂込の部分だけの責任をもちふこととなり、その責任は「有限責任」となつたわけである。もつともこの「有限責任」制は、スコット^{**}が已に指摘してゐるやうに、例へば、ロシヤ會社、Company of Kathey, 等、事實上實行せられなかつた場合があつたにせよ、ともかく一六六二年以後 Joint-Stock Companies の大部分が「株式會社」〔limited liability company〕に移行したわけである。かゝるものによつて見れば Joint-

Stock Company は「株式會社」を内容とし、「カムパニー」制を外枠とするものであつたと云ひうる。

* 14. Car. II. c. 24. Statutes of the Realm, V. p. 419—Scott, op. cit. I, p. 270.

* * Scott, op. cit. I. p. 447—cf. McCulloch, Dictionary of Commerce;—article : Company.

C 終りに Joint-Stock Company の資本は同額の株式に分割せられ、それが譲渡せられてゐたか。——この點は種々のニヤンスがあるにしても大體において肯定されうる。マインズ・ロイヤル會社については、資本が比例的持分に分割にせられてゐたにせよ、明白にこの事實をみる。^{*}東印度會社においては夫は第四航海「一六〇七」頃よりあらはれ始め、クロムウエルの特許狀による改組「合同東印度會社」にいたる迄にかなりの進歩を遂げてゐるやうである。^{**}

* 拙稿、「英吉利における初期の鑛山會社」〔前掲、一二頁以下〕

* * Scott, II, p. and q. 129.

しかし乍ら、この點は必ずしも「株式會社」及び Joint-Stock Company にのみ限られた事實でなくして、パートナーシップにも随伴しうる現象であることは既に述べた如くである。それのみならず、この『持分』が盛に譲渡せられ、市場に流通し、投機さへ行はれるやうになるのは、まさに『株式會社』としての Joint-Stock Company の已に成立せる十七世紀末以來の

事情に屬することは注意せらるべきである*。

* cf. e. g. Scott, op. cit. I. p. 329.

*

*

*

以上の簡単な比較によつてわれわれのえた結果は次のやうであつた。すなはち、Joint-Stock Company と株式會社とは、全くその意味内容を異にした概念であつた。にも拘らず、兩者は何ら Entweder-oder ではなくして、Joint-Stock Company のあるもの、即ち一六六二以後のそれの多くは株式會社であり、たゞ『カムパニー制』の外枠をもつてゐたのみである。こゝで、Joint-Stock Company と株式會社との史的關聯の問題があらはとなる。即ち、英吉利において、特殊な『カムパニー制』とむすびついた會社企業たる Joint-Stock Company の發達の中から、かゝる外貌の下に、株式會社が發生したのである。この點英吉利における株式會社發生史の重要な特殊性を形造る。この故にこそ、株式會社發生史の一章として英吉利における Joint-Stock Company の史的研究が重要な意味を獲得するのである。

かくして、從來一般史家によつて、素朴に Joint-Stock Company が株式會社 [Aktien-gesellschaft; naamlooze vennootschap] と同一視せられ、『Joint-Stock Company はギルド制に端を發する制規組合と中世のパートナーシップとの癒合したところに發生した』となすスコットの結

論が、直ちに以て『株式會社發生史のシエーマ』に轉用せられし事が誤謬であることは完全に明白となつた。

その結果として、英吉利における株式會社發生史の研究に際してのわれ／＼課題は、まづ Joint-Stock Company から『カムバニー制』の外格を捨象して、その内容をなす會社企業そのもの、形態進化に目を止める事、更に立歸つて株式會社の展開に英吉利型の特種性を與へるところの要素たる限りにおいてカムバニー制の役割を明かにする事であらねばならない。かくしてこそ、嘗てわれ／＼が規定したところの「株式會社發生史の理論」がその本來の力を獲得し、和蘭と英吉利との兩國における發展が完全に、統一的に——單なる羅列でなく——理解しうるのである。

——一九三六・四・一三——

追記

この稿を草するにあたつて、長崎高等商業學校教授武藤長藏先生より、特に『舊(倫敦)東印度會社と我國との交通貿易』(長崎高商創立三十周年紀念論文集)の第三章より有益な御教示をうけたことを記して、厚く感謝の意を表する。